

犯罪被害者等支援の全体概要

参考

犯罪被害者等施策：犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策

	主な支援の根拠・目的	支援機関	主な支援内容	特徴	地方公共団体に求める主な支援
国	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（S55年制定）	警察庁	○犯罪被害者等給付金の支給 ○犯罪被害者等早期援助団体の指定	給付金額は大きい、判決後の支給のため、時間を要する。 また、損害補填の側面が強い。	✓支援の条例制定 ✓見舞金制度等の導入 ✓地方公共団体間の連携協力 ✓総合的対応窓口の充実 ※支援内容は地域の状況に応じた形で創設
	犯罪被害者等基本法（H16年制定）	警察庁、検察庁、法テラス、関係省庁、支援団体等	○国、地方公共団体、法テラスの連携 ○被害者への情報提供 ○給付金支給、福祉サービスの提供、安全確保等	犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るべく、府省庁横断的に取り組み、総合的かつ計画的に推進するものとして制定	
	犯罪被害者等基本計画（H17年～）	//	○基本法に規定された取組の推進	基本法の規定に基づく。一定期間で見直しされ、現在は第4次計画	
	刑事訴訟法等他法令	検察庁、法テラス等	○国選被害者参加弁護士制度 ○被害者参加旅費等支給制度 ○被害者参加制度等	被害者（家族）の不安、負担をできるだけ和らげるための制度や、裁判に自ら関与するための制度	
千葉県	千葉県犯罪被害者等支援条例（R3年制定）	千葉県、千葉県警、支援団体、千葉県犯罪被害者支援センター等	□市町村、民間支援団体への支援 □人材育成、居住安定、経済的負担軽減等	犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進	都道府県（役割） 日常生活の支援や市町村のサポート
	千葉県犯罪被害者等支援推進計画	千葉県、千葉県警、支援団体、千葉県犯罪被害者支援センター 県内市町村等	□犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援 □社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成		市町村（役割） よりきめ細やかな支援
	千葉県犯罪被害者等見舞金支給要綱	千葉県、千葉県犯罪被害者支援センター	□遺族見舞金、傷病見舞金の支給（県内在住）		
市町村（例）	〇〇市犯罪被害者等支援条例	市、所轄警察、千葉県犯罪被害者支援センター、関係機関等	△相談・情報の提供、△日常生活の支援 △見舞金等の支給	市として、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進	
	〇〇市犯罪被害者等見舞金支給規則（要綱）	市、所轄警察、千葉県犯罪被害者支援センター等	△遺族見舞金、傷病見舞金、転居費用等の支給（市内在住）		